



市内図書館

- 中央図書館 (LIC はびきの内) 軽里 1-1-1 ☎ 072-950-5501
- 陵南の森図書館 島泉 8-8-1 ☎ 072-952-2750
- 羽曳が丘図書館 羽曳が丘西 2-5-1 ☎ 072-957-5553
- 丹比図書館 樫山 251-1 ☎ 072-937-2355
- 東部図書館 古市 1541-1 ☎ 072-950-2002

●開館時間 10:00 ~ 18:00 (※中央図書館は 10:00 ~ 20:00)

●古市図書館 ☎ 072-958-0050 (休) (出) (日) 10:00 ~ 17:30

●ブックステーションはびきのコロセアム ☎ 072-937-7210 (休) (出) 13:30 ~ 16:30

●ちびっこサロン

～おはなし・手遊び・おりがみ など～

【日時】5月10日(水) 10:30 ~

【場所】森のゆうびん局 (市役所敷地内)

●ストーリーテリング入門講座

【日時】5月8日、15日、22日、
6月5日(月) 10:00 ~ 12:00

【場所】LIC はびきの 中会議室 B

【講師】羽曳野市文庫連絡会おはなしの森

【定員】20人 (先着順)

【申込】4月10日(月) 10:00 から

中央図書館にて受付 (電話可)

読んでみませんか?

『服を10年買わないって

決めてみました』

どい かや / 著
白泉社

絵本作家の著者が、ある年の大みそかにふと思立った「10年間服を買わない」生活。手作りやリフォームで楽しく乗り切った10年の記録です。



『朽ちゆく世界の廃墟』

自由国民社

廃墟、それは時の忘れもの。ウユニの「列車の墓場」、水上の森のような難破船、ツタに覆われた中国の美しい廃村など、世界に点在する50カ所を紹介しつ



『知っておきたい日本の火山図鑑』

林 信太郎 / 監修・著
小峰書店

日本には110もの活火山があります。時には噴火で被害をもたらし、一方では人々に多くの恩恵を与えてきた火山について、もっとよく知ってみませんか。



休館日のお知らせ (5月)

蔵書点検や資料の整理などのため、こちらに記載の日程で休館いたします。

●中央図書館、東部図書館、丹比図書館
20日(土) ~ 24日(水)、30日(火) ~ 31日(水)

●陵南の森図書館、羽曳が丘図書館
25日(木) ~ 31日(水)

●古市図書館 31日(水)

●ブックステーションはびきのコロセアム 30日(火)

おはなし会 (5月)		
東部図書館	10日(水)	10:30 ~
羽曳が丘図書館	13日(土)	15:00 ~
古市図書館	20日(土)	15:00 ~
中央図書館	7日(日)、14日(日)、 21日(日)	13:30 ~
丹比図書館	27日(土)	10:30 ~
陵南の森 図書館	7日(日)、14日(日)	11:00 ~
	20日(土)	15:00 ~
	21日(日)	・11:00 (小さい子向き) ・11:30 (少し長いお話を聞ける子向き)

サラダボール

わたしたちは日々、なにかしらのルールにのっとって生活を送っています。自分が決めた習慣、パートナー・家族との約束ごと、学校や会社など組織の規則、民法、刑法などの法律、国家間の条約など、わたしたちの日常におけるあらゆる行動がなんらかのルールによって制限、あるいは促進されています。

ときに息苦しさをも感じることもありますが、ともあれ、ルールはより多くの人が快適な生活を送るために必要不可欠なものといっていいいでしょう。

では、ルールとはいったい何なのでしょう。かつての強者が弱者を支配するという社会が、「人間はすべて平等である」との意識の高揚とともに、あるいはこれまで弱者の側に置かれていた

人々の結集と努力により、自らの命、財産を守り、ひいてはそれぞれの立場にある人々を考え、すべての人が安心して暮らすための「道具」として成熟してきたものであると考えられ、これらは多くの国家において「法律」として体系づけられています。

今日の日本においては、日本国憲法があらゆる法律の最上位に位置づけられています。

憲法は、明治維新の流れの中で生まれた大日本帝国憲法より、太平洋戦争の惨禍を機に、平和への祈念のもと、それまでとは形を大きく変え、日本国憲法として今に受け継がれています。

日本国憲法はすべての国民に対し「基本的人権」を保障しています。そして、基本的人権は国民すべてが生まれながらに与えられ、他人から脅かされることのない永久的な権利、とされています。

また同時に、基本的人権は国民すべ

ての絶え間ない努力によって守られなければならないものとされており、権利は与えられて満足するものではなく、それを保持するために一人ひとりが努力を継続することによってはじめて確保されるものとうたわれています。

そのほかにも日本国憲法では、過去の戦争への反省や、国のありかた、国民の権利と義務、財政や地方行政など、11章 103条にわたってこの国のあるべき姿をつづっています。

現在の日本の法律はすべて、この日本国憲法の理念を根底に組み立てられ、社会活動の基礎となっています。

5月3日は憲法記念日です。この機会にちど、または改めて憲法に触れてみて、その文章や、憲法にこめられた人々の思いについて考えてみてはいかがでしょうか。

はびきの しじんけんけいはつすいしんきょう ぎかい
羽曳野市人権啓発推進協議会